

2024年1月22日

核兵器禁止条約発効3周年にあたって

日本原水爆被害者団体協議会

広島・長崎の原爆投下から79年目の新しい年をむかえました。

被爆者はあの惨禍を決して繰り返してはならないとの強い決意をもって、核兵器廃絶を願う国内外の多くの方々と共に、たゆまず運動を続けてきました。2021年の核兵器禁止条約の発効は、私たちにどれだけ大きな喜び、希望を与えたことでしょうか。生きていてよかった、との喜びの涙と共に被爆者たちは、廃絶という核兵器の真の終わりに向かって新たな一步を踏みだしました。

今日現在まで条約に93の国と地域が署名し、70の国と地域が批准・加入、世界の約半数の国と地域が条約を支持しています。他方、条約発効後の2022年2月24日に始まったウクライナ戦争は今も継続し、さらに2023年10月7日に始まったハマスとイスラエルの武力衝突はパレスチナ・ガザ地区を中心とする戦火が止まず、終わりの見えない不安を世界に与えています。そんな中で核兵器の使用に言及する発言もあります。停戦まで一体どれだけの命が奪われるのでしょうか。核保有国とその傘下にある国々の指導者には、停戦への強い自覚と決断、そして行動が求められます。

条約の第2回締約国会議が2023年11月27日から12月1日に開催され、2022年6月の第1回会議で採択された50項目の行動計画の具体的な作業が進められています。核保有国が不参加であってもできることは、条約の署名・批准国を増やすこと、それは核兵器の使用の非人道性への理解を広げることでもあります。広島・長崎の被爆者だけでなく世界の核被害者の支援、環境の修復など国際協力が求められます。締約国の一層の増加とともにさらなる真摯な議論がなされることを期待し、何より日本政府が条約に参加することを強く求めます。

核兵器の存在と使用がどのような世界をもたらすのか、その悲劇的結末を、日本政府に、世界に、被爆者は支援の皆さんと共に訴え続けていきます。

日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)

東京都港区芝大門 1-3-5 ゲイブルビル 902

電話 03-3438-1897 FAX 03-3431-2113